

# 回覧

栃市都税号外  
平成25年8月20日

各位

栃木市長 鈴木俊美  
《公印省略》

## 家屋調査の実施並びに各種届出の提出について

平成25年度の家屋調査を下記のとおり実施しますので、該当する方のご協力をお願いいたします。

なお、家屋調査についての詳細は下記のとおりです。

### 記

1. 家屋調査実施時期

平成25年9月から（税務課職員が調査員としてお伺いします。  
調査時間は概ね1時間程度です。）

2. 家屋調査対象建物

平成25年1月2日から平成26年1月1日までに完成、または  
完成予定の新築、増築、改築の建物（車庫、納屋等も含まれます。）

3. 家屋調査時に用意していただくもの

◇「建築確認申請書」・「建物平面図」等の建物寸法がわかる資料（※1）

◇「（認定長期優良住宅建築等計画の）認定通知書」のコピー（※2）

（※1）調査時間短縮のため、建物平面図等資料の事前借用をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

（※2）認定長期優良住宅を新築した場合のみ必要です。

（注）新築住宅等に対する固定資産税の減額申請書等は、家屋調査時に調査員がお届けします。

4. 「家屋滅失届」の提出対象者

平成25年1月2日から平成26年1月1日までに取り壊した、  
または取り壊す予定の建物がある方

（この滅失届によって、平成26年度の課税対象の家屋から除外になりますので必ず提出して下さい。）

該当される方は、「家屋滅失届」を一部お取りください。

既に用紙がない場合は、お手数ですが都賀総合支所税務課へご連絡いただくか、市のホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。

（栃木市ホームページ→一番上の「各課のご案内」→「資産税課」→「申請様式・申告書等のダウンロード」→「家屋滅失届」）

5. お問い合わせ・各届出書提出先

栃木市役所 都賀総合支所 税務課 資産税担当（電話：29-1101）

